

平成23年6月30日

コスモ石油株式会社に対する行政処分等について

原子力安全・保安院は、本日（6月30日）、コスモ石油株式会社に対して、同社千葉製油所の高圧ガス保安法に基づく完成検査及び保安検査に係る認定を取り消す行政処分を行い、その旨を同社宛てに通知しました。

併せて、同社に対し、千葉製油所の手続き不備、千葉製油所及び四日市製油所の技術上の基準の遵守不履行について嚴重注意を行い、再発防止策の策定を指示しました。

また、本日、高圧ガス保安法により緊急遮断弁の設置を義務付けられている事業者に対し、緊急遮断弁の適切な管理について注意喚起を行いました。

1. 原子力安全・保安院は、本年3月11日に発生したコスモ石油株式会社千葉製油所における火災・爆発事故について、本日（6月30日）、同社に対して、完成検査及び保安検査に係る認定を取り消す行政処分を行い、その旨同社に通知しました。

取消しの理由は、①今回の事故により、重傷者1名、軽傷者5名の負傷者を出したほか、製油所外への部材の飛散、製油所外での火災を引き起こすなどの災害が発生したこと、②千葉県知事から事故が発生した液化石油ガス出荷設備の使用停止命令を受けたこと、③事故が発生した液化石油ガス出荷設備において、本年2月から3月11日までの間、高圧ガス保安法に定める技術上の基準に反して、高圧ガス保安法により設置を義務付けられている緊急遮断弁3基をピンにより開状態で固定していたことが判明し、認定基準への不適合が認められたことの3点です。

2. また、今回の事故の調査過程で、千葉製油所での高圧ガス保安法の手続き不備、千葉製油所及び四日市製油所での技術上の基準の遵守不履行が判明したことから、本日、同社に対し、嚴重注意を行うとともに、再発防止策の策定を指示しました（別添1）。

3. さらに、本日付けで、高圧ガス保安法により緊急遮断弁の設置を義務付けられている事業者に対し、緊急遮断弁は、必要なときに安全に、かつ、速やかに閉止できる状態を維持しなければならないこと等について、注意喚起を行いました（別添2）。

4. なお、今回の認定の取消しにより、コスモ石油株式会社千葉製油所は、自ら法定検査（完成検査・保安検査）を行うことができなくなり、千葉県知事又は指定完成検査（保安検査）機関が行う検査を受けることとなります。また、同事業所は、今後2年間は、認定を受けることができなくなります。
5. 原子力安全・保安院としては、引き続き、千葉県等、関係機関とも連携をとりつつ、事故の再発防止の徹底を図ってまいります。

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院保安課

担当者：保安課長 吾郷

企画班長 大本

コンビナート保安班長 福原

電 話：03-3501-1511（内線4941～4947）

03-3501-1706（直通）

(参考) 高圧ガス保安法に基づく完成検査及び保安検査に係る認定について

- ・コンビナート等の高圧ガス製造事業者は、その製造設備について、補修等の変更工事を行う際には、都道府県知事の許可を得るとともに、完了時に都道府県知事が行う完成検査を受けなければならない。(高圧ガス保安法第20条第3項本文)
- ・ただし、自ら変更工事に係る完成検査を行うことができる者として、経済産業大臣が認定を行った者(認定完成検査実施者)については、自ら完成検査を行い、その記録を都道府県知事に届け出れば、都道府県知事による完成検査を受けなくても良い。(同法第20条第3項第2号)
- ・高圧ガス製造事業者は、その製造設備について、都道府県知事が行う保安検査を年1回受けなければならない。(同法第35条第1項本文)
- ・ただし、自ら保安検査を行うことができる者として、経済産業大臣が認定を行った者(認定保安検査実施者)については、自ら保安検査を行い、その記録を都道府県知事に届け出れば、都道府県知事による保安検査を受けなくても良い。(同法第35条第1項第2号)
- ・高圧ガスによる災害が発生したとき、都道府県知事により一時停止命令等を受けたとき、認定基準に該当していないと認められるとき等は、経済産業大臣は、認定を取り消すことができる。(同法第39条の12第1項)
- ・認定取消し後2年間は、再び認定を受けることができない。(同法第39条の6第1項第5号)

経済産業省

平成23・06・28 原院第2号

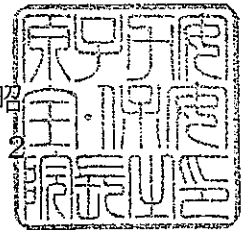
平成23年6月30日

コスモ石油株式会社

代表取締役社長 木村 彌一 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 寺坂 信昭

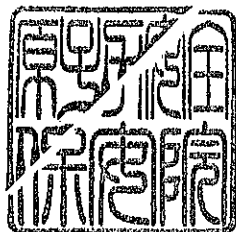
NISA-251d-11-2



千葉製油所及び四日市製油所における高圧ガス保安法に定める手続の不備及び技術上の基準の遵守不履行について（厳重注意）

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成23年5月25日、貴社に対し、高圧ガス保安法（昭和26年法律204号。以下「法」という。）第61条第1項に基づく報告を命令し、同年6月7日に貴社から貴社の全製油所の高圧ガスにおける保安上の問題点についての調査報告書の提出を受けました。同報告書によれば、千葉製油所及び四日市製油所において、次の①から③までの法第14条第1項に定める手続の不備及び法第8条第1号に定める技術上の基準の遵守不履行が判明しました。

- ①千葉製油所において、プロパンガス貯槽として許可を受けていた2基の貯槽に、法第14条第1項の許可を受けずにブタンガスの貯蔵を行っていたこと。
- ②千葉製油所において、法第8条第1号に基づき、コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）第5条第1項第44号に定める「液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置」として設置されている弁（以下「緊急遮断弁」という。）を8回、合計約3ヶ月間にわたり開状態で固定していたこと。
- ③四日市製油所において、緊急遮断弁を2回、合計約6日間にわたり開状態



で固定していたこと。

こうした手続の不備及び技術上の基準の遵守不履行は大変遺憾であり、厳重に注意します。

これを受け、当院は、貴社に対し、同年8月1日までに①から③までに係る再発防止策を策定し、当院に報告することを指示します。

経済産業省

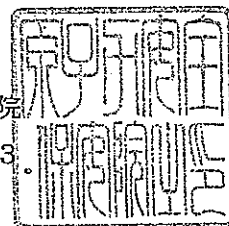
平成23・06・28 原院第2号

平成23年6月30日

緊急遮断弁の適切な管理について（注意喚起）

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-251b-11-3



原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成23年6月7日に、コスモ石油株式会社から、同社千葉製油所及び四日市製油所においてコンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）第5条第1項第44号に定める「液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置」として設置されている弁を開状態で固定していた旨の報告を受けました。

高圧ガス保安法（昭和26年法律204号。以下「法」という。）の関係省令において定めている「漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置」として設置されている弁（以下「緊急遮断弁」という。）の固定は、法第11条第1項及び第12条第1項に定める製造のための施設を、その位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない義務、法第18条第1項及び第2項に定める貯蔵所を、その位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない義務又は法第24条の3第1項に定める消費のための施設を、その位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない義務に反する行為である。これを受け、当院は、高圧ガスの大量漏えいによる災害を防止するため、可燃性ガス、毒性ガス若しくは酸素の液化ガスの貯槽（内容積が5000リットル未満のものを除く。）又は一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第6条の2第2項の規定に適合するコールド・エバポレータを使用して高圧ガスを製造及び貯蔵する者並びに特殊高圧ガスの貯蔵設備を使用して特殊高圧ガスを消費する者に対し、下記の事項を注意喚起することとします。

記

1. 緊急遮断弁は、当該緊急遮断弁が接続された貯槽の元弁又は容器のバルブが閉止され

ていない限り、いかなる場合にあっても、必要な時に安全に、かつ、速やかに閉止できる状態を維持しなければならないこと。

2. 工事等の際に緊急遮断弁を開状態で固定する必要がある場合には、当該緊急遮断弁が接続された貯槽の元弁又は容器のバルブを閉止すること。
3. 緊急遮断弁を開状態で固定しなければ液封等の高圧ガスの保安上の問題が生じる場合には、液圧逃がし弁を設置するなどの措置を速やかに講ずること。